

令和3年度

第9回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年3月24日

石巻市農業委員会

第9回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年3月24日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

報告第 5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤	茂	委員	2番	山田	慧子	委員
3番	安部	秀逸	委員	4番	佐々木	文彦	委員
5番	佐藤	克美	委員	6番	高橋	由佳	委員
7番	武山	勝	委員	8番	高橋	千代恵	委員
9番	伏見	さと子	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	遠藤	章一	委員	12番	岡田	正男	委員
13番	今野	真理	委員	14番	後藤	嘉伸	委員
15番	前野	利春	委員	16番	今野	勝夫	委員
17番	日野	智	委員	18番	伏見	晃也	委員
19番	三浦	孝一	委員				

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
36番	西條	健一	委員	37番	榊田	有司	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部	正展	委員

事務局職員出席

西城	芳光	事務局 長	渋谷	幸伸	事務局 次長
渡辺	和子	事務局 長補佐	齋藤	敏幸	主 幹
村上	浩則	主 幹	保理	裕宣	主任 主事
山本	万里	主任 主事	菅井	泰弘	主任 主事
若井	慎太郎	主 事			

---

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第9回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

---

午後1時37分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号16番今野勝夫委員、18番伏見晃也委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第5号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

3月11日、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの聲がございますので、一括して報告いたします。

議案書は、2ページから12ページになります。事務局より報告願います。

○菅井泰弘主任主事 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

資料は2ページからです。今月の受理件数は4件で、解約の理由は、耕作者の変更のためが2件、転用届出のためが1件、非農地証明願出のためが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は4ページからです。今月の受理件数は13件で、解約の理由は、貸人の都合のためが3件、耕作者変更のためが6件、農用地利用集積計画による売買のためが4件でございます。

続きまして、報告第4号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。資料は10ページです。今月の受理件数は1件で、農業用施設を建築するものでございます。

続きまして、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。資料は12ページからです。今月の受理件数は3件で、駐車場とするものが1件、物置を設置するものが1件、資材置場とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は、13ページから25ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、資料は13ページからです。申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は雑種地となっております。平成2年の航空写真により、車庫が建っていることが確認できます。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号2番、申請地は市街化区域内の農業振興地域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和62年に自宅を建築したことが建物登記により確認できます。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は宅地となっております。平成7年に公共買収による立ち退きが生じ、対象地へ自宅を建築したものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号4番、資料は14ページからです。申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。所有者の高齢化のため、耕作ができなくなり、山林化した

ものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号5番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。平成20年に相続をしたものの、遠方に住んでいるために耕作ができず、荒廃地化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号6番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は農業用施設となっております。平成7年の航空写真により、30年近く農業用施設として利用してきたことが確認できます。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号7番、資料は15ページからです。申請地は市街化調整区域内の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は雑種地となっております。平成元年から倉庫、駐車場、資材置場として利用されております。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号8番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和59年に自宅を建築したときから宅地の一部として利用してきたものです。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

番号9番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。東日本大震災の津波により被災農地となったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号10番、資料は16ページからです。申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。東日本大震災の津波により被災農地となったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号11番、申請地は市街化区域内の農業振興地域外にある土地で、登記は畑、現況は通路となっております。昭和50年頃から通路として利用していたことが当時の航空写真により確認できます。非農地となってから20年以上が経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案11件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案11件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は、26ページから29ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分のための農地の売買です。申請地は、畑1筆、面積133㎡です。

番号2番は、譲受人の耕作の利便性のための農地の売買です。申請地は、田1筆、面積250㎡です。

次の番号3番と4番に関しては、耕作の利便性のための金銭の受け渡しが無い農地の交換です。初めに、番号3番の申請地は畑2筆、合計面積408㎡です。次に、番号4番の申請地は田1筆、面積581㎡です。

番号5番は、親から子への農地の贈与です。申請地は、田6筆、合計面積1万7,535㎡です。

番号6番は、親から子への農地の贈与です。申請地は、田2筆、合計面積1,536㎡です。

番号7番は、譲渡人の所有地処分のための農地の贈与です。申請地は、田1筆、面積254㎡です。

次の番号8番と9番に関しては、真正な登記名義の回復のための農地の贈与です。初めに、番号8番の申請地は畑1筆、面積130㎡です。次に、番号9番の申請地は畑1筆、面積94㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

今月は、売買による所有権移転が2件、交換による所有権移転が2件、贈与による所有権移転が5件、合計9件の事前審査を行いました。農地法第3条の許可要件について、申請書類及び現地調査報告書に基づき、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は、30ページから33ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は30ページからです。転用目的は、資材置場及び駐車場とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号2番、転用目的は駐車場とするものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号3番、転用目的は住宅敷地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は、34ページから47ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は34ページからです。転用目的は、駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

番号2番、転用目的は駐車場及び資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号3番、転用目的は駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号4番、資料は35ページからです。転用目的は、分家住宅として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号5番、転用目的は駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号6番、転用目的は資材置場及び駐車場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

番号7番、資料は36ページからです。転用目的は、農機具置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されております。

番号8番、転用目的は木材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、既存施設の拡張の例外規定が適用できます。

番号9番、資料は38ページからです。転用目的は、建築条件付分譲宅地として所有権を移転するも

のです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案9件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、48ページから72ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。別添の令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を御覧願います。

一覧表の1ページから2ページですが、相対による集積を行い、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件として、番号1番から番号36番、合計筆数は田123筆、畑2筆、合計面積は17万4,567㎡であります。

貸借期間は、2年9か月のものから10年のものまで混在しております。

10a当たりの賃借料は、金銭では7,000円から2万円となっております。

米による物納では、40kgから75kgとなっております。

3ページを御覧ください。認定農業者等への所有権移転の案件です。番号1番から番号9番、合計筆数は田60筆、畑5筆、合計面積は11万7,092㎡であります。

10a当たりの単価は、35万円から95万2,000円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告をお願いします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の36件、所有権移転の9件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに議案書60ページ、利用権設定の番号30番及び議案書69ページ、所有権移転の番号4番を議題といたします。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案利用権設定番号30番及び所有権移転番号4番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ■■■■委員に申し上げます。利用権設定番号30番及び所有権移転番号4番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして利用権設定について、ただいま決しました番号30番を除く番号1番から29番及び31番から36番の35件について審議いたします。議案書は、48ページから65ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定35件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定35件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について、先ほど決しました番号4番を除く番号1番から3番及び5番から9番の8件について審議いたします。議案書は、66ページから72ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転8件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転8件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。

議案書は、73ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○渋谷幸伸事務局次長 ただいま上程されました議案第6号 石巻市農業委員会事務局規程の一部改正についてご説明いたします。

議案書73ページ、併せまして別冊の議案第6号参考資料を御覧願います。本案は、令和4年4月1日施行となる石巻市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これの石巻市議会第1回定例会での原案可決を受けまして、係制を適用することとなりましたことから、関係する事務局規程の一部を改正するものであります。

改正内容は、73ページ記載のとおりであります。分かりやすいように参考資料で改正部分を説明させていただきます。まず、第2条見出しの括弧書きですが、「職の設置」とあったものを「係及び職の設置」に改め、第2条第1項に「事務局に農地係を置く」と加え、もともと第1項だったものを第2項に移しております。

また、もともと第2項だったものを第3項に移し、事務局に副参事、事務局長補佐、主幹の次に係長を加え、以下、主査、主任主事と続きます。

さらに、第3条第3項として「係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」の文言を新たに加えております。

なお、附則ですが、この訓令の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。参考までに、

市長部局のみならず全ての行政委員会におきましても同様の改正がなされることとなります。

以上でございます。よろしくご審議賜りようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明のあった本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会事務局規程の一部改正については原案のとおり可決しました。

---

#### ◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

議案書は、別冊追加議案書となります。事務局から議案の内容について説明願います。

○渋谷幸伸事務局次長 ただいま上程されました議案第7号 石巻市農業委員会事務局職員の任免についてご説明いたします。

追加議案書の1ページを御覧願います。本案は、石巻市長から令和4年3月31日付及び令和4年4月1日付の石巻市農業委員会事務局職員の任免について協議があったことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

任免の内容についてご説明いたします。初めに、令和4年3月31日付でございますが、日下美香子主任主事が任期満了につき退職されます。

次に、令和4年4月1日付発令でございますが、西城芳光事務局長が昇格し、河北総合支所長として転出されます。後任の事務局長には、私、渋谷が昇格し、事務局次長には高橋伸明建設部住宅課長が転入いたします。また、新設の農地係長ですが、渡辺和子事務局長補佐が兼務することとなります。最後に、門間桃子主事が総務部危機対策課から転入いたします。

以上でございます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明のあった本案は人事案件でございますので、質疑等は省略し、採決したいと思います。

本案について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、石巻市農業委員会事務局職員の任免については原案のとおり承認することに決しました。

---

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。  
これもちまして令和3年度第9回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時13分 閉会